

上北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

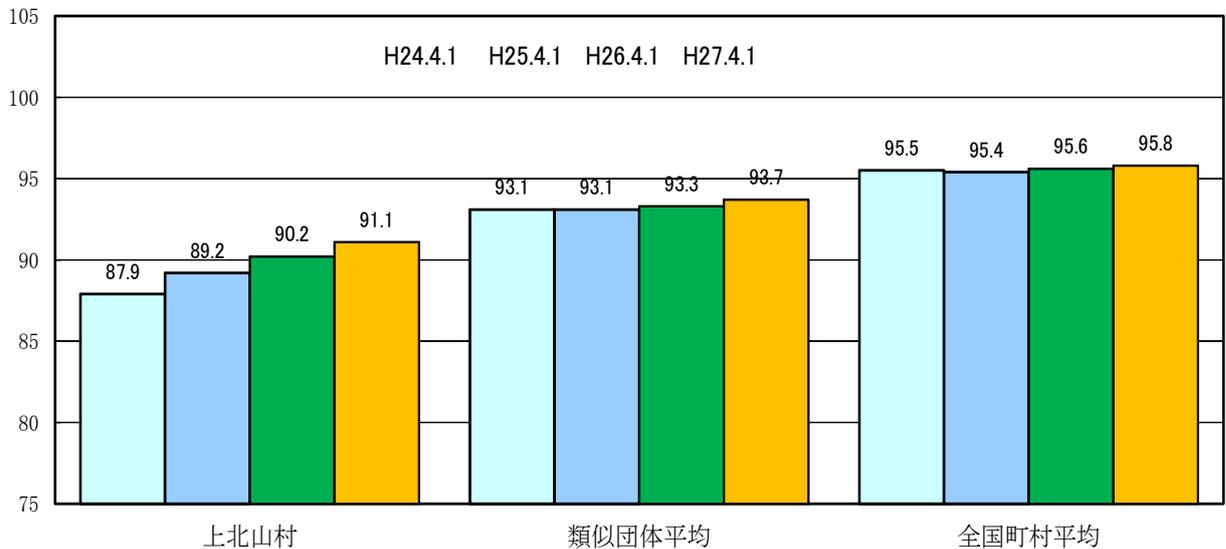
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 596	千円 1,531,722	千円 239,603	千円 351,157	% 22.9	% 17.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 34	千円 114,831	千円 18,902	千円 40,228	千円 173,961	千円 5,117	千円 5,471

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動によるもの。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）次期、経過措置の有無等具体的な内容（日実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現級保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当支給地域対象外のため。支給なし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上北山村	41.8歳	278,500円	326,700円	-
奈良県	43.2歳	329,997円	413,025円	371,260円
国	43.5歳	334,283円	-	408,996円
類似団体	41.7歳	298,532円	348,728円	324,582円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上北山村	57.8歳	3人	200,100円	203,900円	-	-	-	-	-
うち学校給食員	58.1歳	2人	-	-	-	調理士	43.4歳	257,700円	-
うち用務員	55.6歳	1人	-	-	-	用務員	54.6歳	200,300円	-
奈良県	51.8歳	90人	314,790円	369,091円	350,296円	-	-	-	-
国	50.2歳	2,994人	289,141円	-	328,318円	-	-	-	-
類似団体	50.1歳	3人	268,632円	297,091円	283,080円	-	-	-	-
区分	参 考								
	年収ベース（試算値）の比較								
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D						
上北山村	2,446,800円	-	-						
うち学校給食員	-	3,422,800円	-						
うち用務員	-	2,774,400円	-						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		上北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	137,450 円	—
	中学卒	131,500 円	123,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

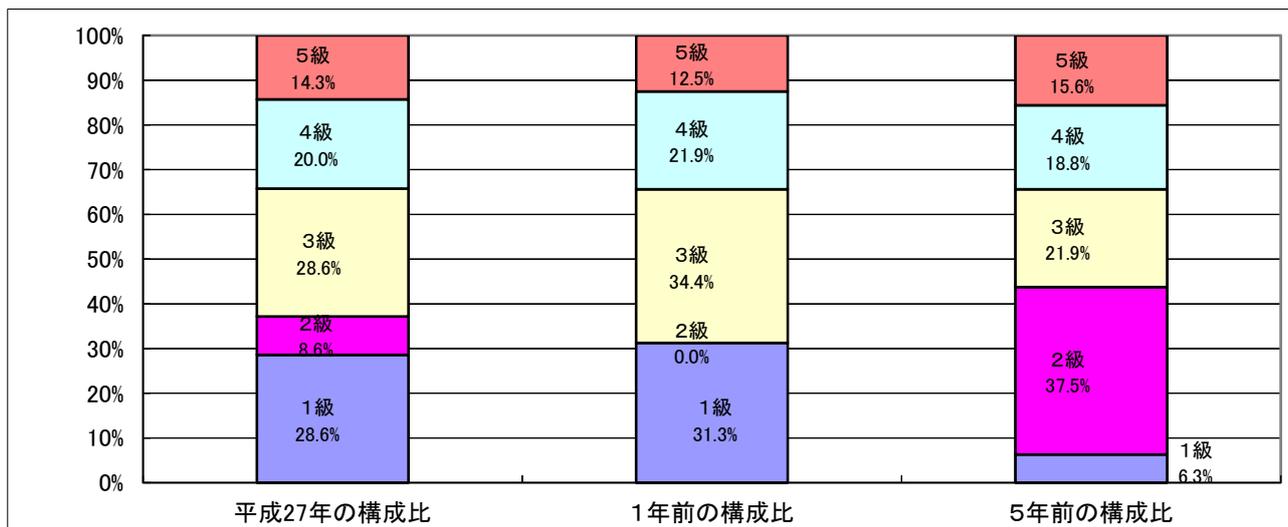
区 分		経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	302,000 円	—	358,600 円
	高校卒	278,600 円	—	322,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	216,200 円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補の職務 保育士の職務	10 人	28.6 %
2 級	主事、技師の職務 高度の知識を有する保育士の職務	3 人	8.6 %
3 級	主査の職務 特に高度の知識を有する保育士の職務	10 人	28.6 %
4 級	主幹・次長・局長の職務	7 人	20.0 %
5 級	課長・事務長・次長・局長の職務	5 人	14.3 %

- (注) 1 上北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価を導入しているが、昇給区分に差を設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,191 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,536 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

人事評価を導入しているが、成績率に差を設けていない。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

上北山村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円 15,768千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
勸奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分	勸奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度及び平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 個人情報保護の観点から、職員数が1人である場合は表示していません。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無	0%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			-

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		0	%
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者の救護・伝染病菌付着物件処理業務	日額上限800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	6,396	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	168	千円
支給実績(平成25年度決算)	5,066	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	141	千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族(配偶者除く) 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目) 11,000円 ※満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		4,946千円	247,300円

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 (家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて21,600円を限度に支給 ・持家 支給なし 	異なる	20%減額	1,075千円	215,040円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の使用者 距離区分に応じ、1,600円～19,600円を支給 ・交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 	異なる	20%減額	3,475千円	128,687円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 課長級 46,100円 主幹級 31,200円	異なる	支給額	4,834千円	439,418円
宿日直手当	1回 2,800円	異なる	支給額	1,355千円	39,859円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	660,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円	
	副 村 長	580,000 円	705,000 円 / 385,000 円	
報 酬	議 長	200,000 円	395,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	170,000 円	310,000 円 / 115,000 円	
	議 員	160,000 円	290,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(平成26年度支給割合) 3.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.10 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×520/100	(1期の手当額) 1,373万円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額×在職年数×330/100	766万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

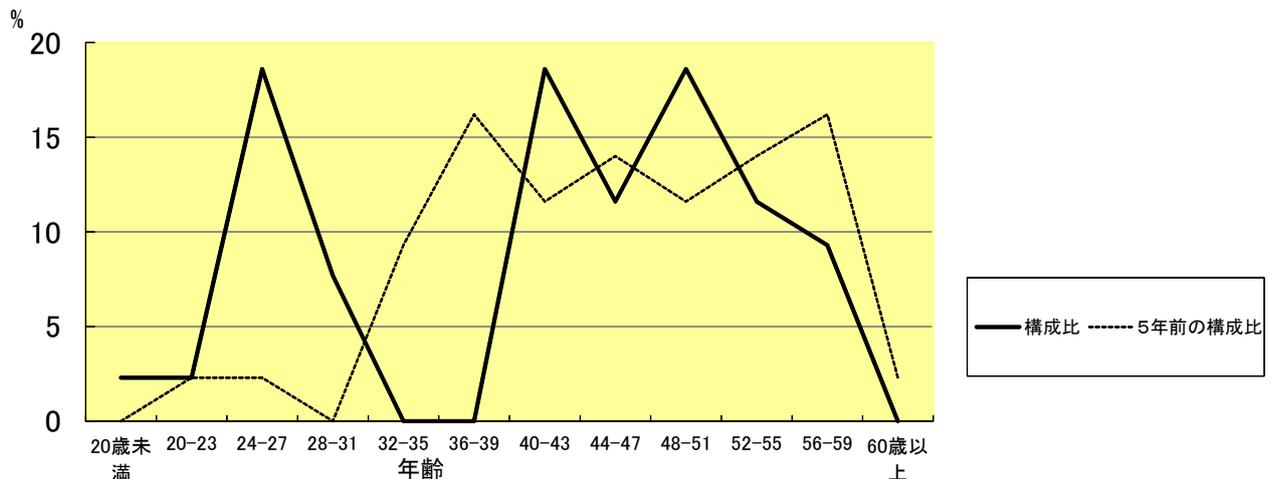
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	異 動 に 伴 う 減
		総 務	10	10	0	
		税 務	1	1	0	
		農 水	3	2	△1	
		商 工	3	3	0	
土 木		4	4	0		
民 生	5	5	0			
衛 生	2	2	0			
計		計	29	28	△1	
部 門	教 育 部 門		6	7	1	採 用 に 伴 う 増
	消 防 部 門		0	0	0	
	小 計		35	35	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	そ の 他		6	6	0	
	小 計		6	6	0	
合 計			41 [65]	41 [65]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 1	人 8	人 3	人 0	人 0	人 8	人 5	人 8	人 5	人 4	人 0	人 43

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	30	29	28	25	29	30	0 (0.0)
教育	7	6	6	6	6	7	0 (0.0)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計計	37	35	34	31	35	38	1 (2.7)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	0 (0.0)
総合計	43	41	40	37	41	44	1 (2.3)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。